

魚津市告示第55号

魚津市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用許可に関する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

魚津市長 村椿 晃

魚津市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している者に魚津市営住宅（以下「市営住宅」という。）の空き住戸を活用して、一時的に滞在し、本市の風土及び日常生活を体験してもらうことにより、本市への移住を促進すること、及び地域活動の維持・活性化を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による市営住宅の目的外使用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 この要綱に基づく目的外使用の対象となる市営住宅は、公営住宅地域対応活用計画（平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知による公営住宅の地域対応活用計画をいう。）において、国土交通省北陸整備局長の承認を受けた市営住宅とする。

(入居者の資格)

第3条 目的外使用により市営住宅へ入居する者（以下「入居者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県外に住所を有する者
- (2) 市への移住を検討している者及びその家族
- (3) 市営住宅に入居する期間に市の移住・定住促進事業に参加すること。
- (4) 入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(入居者の条件)

第4条 入居者は、次に掲げる事項について、同意しなければならない。

- (1) 冬期には町内会の除雪活動に参加すること。

(2) 市営住宅及びこれに付随する設備並びに敷地内の維持管理を適切に行うこと。

(使用料等)

第5条 使用料は、魚津市営住宅条例（平成25年魚津市条例第8号）第30条に規定する方法で算出した額のうち、収入月額が0円から104,000円までに対応する額とする。

2 入居者は、市長の発行する納入通知書により、通知の日から30日以内に使用料を納付しなければならない。

3 市長は、使用開始日までに入居者から1か月分の家賃に相当する金額を敷金として、徴収するものとする。

(申請手続き及び使用期間)

第6条 第3条の資格がある者で市営住宅に入居を希望するものは、次の各号に掲げる書面を市長に提出しなければならない。

(1) 魚津市営住宅（地域対応活用型）目的外使用申請書（様式第1号）

(2) 申請者本人及び同居予定者の現住所が確認できる書類

(3) 申請者の市町村税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 使用期間は、1月以上1年以内とする。

(許可の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、必要性を検討した上で、入居の可否を魚津市営住宅（地域対応活用型）目的外使用許可・不許可通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際し、必要な条件を付することができる。

(管理上必要な指示)

第8条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して、市営住宅の修繕その他必要な事項を指示することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、市営住宅に入居している者が次の各号に該当する場合には、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第3条各号に該当しなくなったとき。

(2) 第4条の条件が守られていないと認められたとき。

(3) 前条の指示に従わないとき。

(4) 魚津市営住宅条例第58条第1項各号に該当するとき。

(原状回復)

第10条 入居者は、使用期間が完了したとき、又は前条の規定により使用の許可が取り消されたときは、直ちに市営住宅を原状に回復して返還しなければならない。

(準用)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、魚津市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用については、魚津市営住宅条例及び魚津市営住宅条例施行規則（平成25年魚津市規則第2号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

魚津市営住宅（地域対応活用型）目的外使用申請書

年 月 日

魚津市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

魚津市営住宅（地域対応活用型）を使用したいので、魚津市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用許可に関する要綱第6条の規定により申請します。

住宅の名称	<input type="checkbox"/> 道下市営住宅		
	<input type="checkbox"/> 天王市営住宅		
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで
使用者の氏名	続柄	生年月日	職 業
	本人		

緊急連絡先

氏 名	申請者との続柄	住 所	電話番号

市営住宅を使用しなければならない理由

--

入居者の条件

町内会の除雪活動への参加について	<input type="checkbox"/> 同意する
市営住宅及び付随する設備並びに敷地内の維持管理を適切に行うことについて	<input type="checkbox"/> 同意する

添付書類

- 申請者本人及び同居予定者の現住所が確認できる書類
(マイナンバーカード・その他官公署が発行した証書等の写し等)
- 申請者の市町村税の納税証明書（滞納がないことの証明書）

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

魚津市営住宅（地域対応活用型）目的外使用許可・不許可通知書

年 月 日付けで決定した市営住宅の目的外使用の許可については、下記の理由により使用を（ 許可 ・ 不許可 ）することに決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 使用の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 住宅の名称
- 3 不許可の理由